

「管理運営」に係る自己点検・評価書

I 基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

上越教育大学は、主として初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供することを趣旨とする大学院修士課程と、初等教育教員を養成する学部を持ち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進する国立の教育大学として、1978年（昭和53年）10月1日に設置された。

大学院は、学校教育研究科とし、修士課程を置き、主として初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学習と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとしており、そのために、入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を入学させることとしている。

学部は、学校教育学部とし、初等教育教員養成課程を置き、児童等の成長と発達に関する総合的な理解の上に、全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的としており、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育と、これに携わる教員の養成の重要性に鑑み、学生の人間形成についても重視することとしている。

1996年（平成8年）4月1日には、教員養成系としては初めて兵庫教育大学に設置された「大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」は、本学、兵庫教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学の4大学が、それぞれの大学院修士課程における実績の上に、連携協力して教育・研究組織を編成し、学校教育における教育活動や教科の教育に関する実践的研究を行い、それを踏まえた高度の研究・指導能力を備えた人材を育成することを目的としている。

2008年（平成20年）4月1日には、教職大学院制度発足に合わせ、大学院学校教育研究科に「専門職学位課程（教職大学院）」を設置し、教職に関する精深な学識を身に付け、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を有する教育者を育成することを目的としている。

年代的には前後するが、2004年（平成16年）4月1日には、国立大学法人法が施行され、国立大学法人上越教育大学が本学の設置者となった。

また、平成19年度における大学機関別認証評価結果において、改善を要する点として「法人組織である教育研究評議会と大学組織である教授会における審議事項の整理に不十分な面がみられる。法人組織である教育研究評議会の下に、本来は大学組織の中に位置づけられるべき各種委員会が設置され、法人組織と大学組織の関係が明確になっていない。」との指摘を受けたことから、教育研究評議会、経営協議会及び役員会において検討を進め、2010年（平成22年）4月1日に、国立大学法人上越教育大学学則を、国立大学法人上越教育大学基本規則【法人としての基本規則】と上越教育大学学則【大学としての基本規則】に区分し施行するとともに、個々の委員会の審議事項を確認した上で法人に置かれる委員会と大学に置かれる委員会に整理し、委員会規程を改正し位置づけを明確にしている。

なお、本法人の業務の範囲は、国立大学法人法第22条を受けた国立大学法人上越教育大学基本規則第4条において、次のように規定している。

- ① 本学を設置し、これを運営すること。
- ② 本学の学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

- ⑥ 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に出資すること。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 目的

管理運営においては、国立大学法人としての制度面の特徴に留意しつつ活用することにより、法人化の趣旨・理念を具現化していくことが求められる。

このため、国立大学法人法第30条で「6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表する。」こととされ、次に中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、更には中期計画を達成するために各事業年度における年度計画を作成し実施していくこととなる。

現在、本学では第2期中期目標期間における中期目標の達成に向けて、様々な取組を進めているところである。

II 自己点検・評価

1 基準14-1：大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点14-1-①：管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

(観点・指標に係る状況)

本学の管理運営のため、学長、理事3人（企画・広報・国際・地域担当及び総務・財務・施設担当【事務局長兼任】の常勤理事2人、教育研究連携担当の非常勤理事1人）、非常勤の監事2人（業務監査担当及び会計監査担当）、副学長4人（学生・安全衛生・入学試験担当、人事・評価・予算・施設環境担当、教育・附属学校担当及び人事・研究担当）を配置している。

また、国立大学法人法に基づく役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに適切な規模の事務組織及び広報室、さらに、エンジン部門と称する企画立案等を主たる任務とする総合企画室等6室1本部を置いている（別添資料14-1-①-1「国立大学法人上越教育大学役員会規則等」、別添資料14-1-①-2「国立大学法人上越教育大学組織図」、別添資料14-1-①-3「国立大学法人上越教育大学運営図」参照）。

事務組織は、3課2室で構成する総務部と4課2室で構成する学務部から構成され、平成18年4月に、従来の係（41係）から一定の業務を包括したチーム制（16チーム）に編成替えし事務組織の効率化を図った（別添資料14-1-①-4「上越教育大学事務局課・室組織のチーム化等新旧対照表」、別添資料14-1-①-5「役員・職員数（上越教育大学概要2010原稿）」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、本法人の管理運営組織としての役員会、経営協議会及び教育研究評議会は、学外有識者の大学運営への参画及び教員・事務系職員一体での大学運営などに配慮した組織として機能しており、事務組織は、適切な規模と機能を持っていると判断する。

観点14-1-②：大学の目的を達成するために効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

(観点・指標に係る状況)

意思決定のプロセスについては、学長、理事、副学長及び事務局部長等で組織するTM（トップミーティング）で重要事項及び各種事案に関する方針を検討後、エンジン部門及び学内委員会において提案事項

を審議し、教育研究評議会又は経営協議会の審議を経て役員会で最終決定がなされる（別添資料14-1-1-①-3「国立大学法人上越教育大学運営図」参照）。

また、エンジン部門並びに重要な委員会は、理事又は副学長が委員長となっている（別添資料14-1-1-②-1「理事又は副学長が委員長を務める学内委員会等及び関連規程」参照）。

（分析結果とその根拠理由）

重要な委員会等においては、理事又は副学長が委員長となり、学長からの提案の趣旨を十分説明できると共に、会議での意見等にも迅速な対応を可能としており、効果的で効率的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点14-1-1-③：学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学では、オフィス・アワー、クラス担当教員制度並びにセミナー担当教員制度及びアドバイザー制度、学生による授業評価アンケート、教育課程に関するアンケート、随時に意見・質問を投書できる意見箱の設置、大学会館及び学生宿舎の利用者の実態調査などを実施し、学生のニーズの把握に努め、カリキュラムの改善、各種サービスの改善などに反映させている。

学内委員会は、教職員一体の組織体制で運営されており、教職員情報共有システムに学内フォーラムを開設し自由に意見交換ができる場を設けるとともに、必要に応じ全学教職員集会を開催するなど、教員及び事務系職員からの意見の把握に努め、管理運営に活かしている（別添資料14-1-1-③-1「国立大学法人上越教育大学経営協議会、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会、上越教育大学教授会及び主な学内委員会の組織等（構成員等）」参照）。

また、監事、経営協議会の学外委員などの学外関係者の意見が反映されるよう努めており、各都道府県教育委員会との情報交換会や訪問調査、教育実習協力校会議、大学院説明会参加者へのアンケート調査等によりニーズを把握し、カリキュラムの改革や定員充足のための方策など、管理運営に反映させている。

（分析結果とその根拠理由）

本学では、様々な方策や機会を活用し、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズの把握に努めており、また、その意見等をカリキュラムの改革や定員充足のための方策等の管理運営に適切な形で反映していると判断する。

観点14-1-1-④：監事が適切な役割を果たしているか。

（観点・指標に係る状況）

監事は、役員会を始め本学の重要な会議に出席して、大学運営状況を把握するとともに、国立大学法人法、本学監事監査規則（別添資料14-1-1-④-1「国立大学法人上越教育大学監事監査規則」参照）及び監事が策定した監査計画等（別添資料14-1-1-④-2「平成22年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」参照）に基づき、毎事業年度の業務及び会計に係る監査を実施している。

業務に関しては、上半期終了後に中間監査を実施するとともに、年度終了後に年次監査を実施し、学長及び役員等から大学の運営状況について聴取する業務監査を実施している（別添資料14-1-1-④-3「監査結果報告書の写し」参照）。

また、会計に関しては、前月の決算の状況等を監査する月次監査を実施し、年度終了時には、会計監査人による監査結果を踏まえて、財務諸表及び決算報告書等に係る年次監査を実施している。

（分析結果とその根拠理由）

監事は、役員会等の重要な会議に出席し、大学の運営状況を把握するとともに、本学の業務に関しては中間監査、会計に関しては月次監査に基づき、それぞれ年次監査を効率的かつ効果的に実施しており、適切な役割を果たしていると判断する。

観点14-1-⑤：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

役員・幹部職員を対象としたマネジメントセミナーや、部課長、主査、中堅、新任等の各階層毎に実施される研修のほか、広報、人事、財務、産学連携等の各分野別研修等に積極的に参加させ、管理運営に関わる職員の資質向上に取り組んでいる。また、新採用の職員に対しては、本学の設置理念、経営方針等基本的事項の修得を図ることを目的として新任職員研修を実施する（別添資料14-1-⑤-1「平成22年度教職員研修計画」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

年間研修計画を作成の上、学内研修の実施及び学外研修に参加させており、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

本法人の管理運営に当たっては、国立大学法人法に基づく学長、理事3人及び監事2人のほかに、副学長4人を置き、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営が図られるよう整備されている。

また、役員会は、監事及び副学長が役員会に出席し意見を述べるができることとし、教育研究評議会は、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で組織されている。

大学の目的を達成するために効果的な意思決定を行うため、重要な学内委員会等においては、理事又は副学長が委員長として就任することで、学長からの提案の趣旨を十分説明できる体制とし、会議での意見や要望の反映など迅速な対応を可能としている。

学生、教員、事務系職員等、その他学外関係者のニーズは、効果的な複数の方法で把握に努めている。

また、学内委員会、教職員一体の組織体制で運営されており、大学の管理運営に教職員の意見等が活かされるようになっている。

監事においては、本学の規模等から2人とも非常勤であるにもかかわらず、業務に関しては中間監査の実施により、また、会計に関しては月次監査の実施により、事業年度終了後の年次監査が、効率的かつ効果的に実施されている。

(今後の検討課題)

学生、教員、事務系職員等、その他学外関係者のニーズを適切な形で、より管理運営に反映されることが望まれる。

また、今後も計画的・継続的に研修を実施するとともに、民間研修機関（私大職員研修センター等）が実施している研修へのより積極的な参加を行う。

2 基準14-2：管理運営に関する方針が明確に定められ、それに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点14-2-①：管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

(観点・指標に係る状況)

管理運営に関する方針は、中期目標において定めており、それを踏まえ、管理運営に関する諸規則（別添資料14-2-①-1「管理運営に関する主な規則一覧」参照）を整備するとともに、大学教員の人事方針（別添資料14-2-①-2「国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針」参照）、平成22年度から平成27年度までの予算、収支計画及び資金計画（別添資料14-2-①-3「平成22年度～平成27年度までの予算、収支計画及び資金計画」参照）、施設有効活用のためのスペース区分ルールなどの取り扱い（別添資料14-2-①-4「施設有効活用に当たってのスペースの活用について」参照）を策定した。

また、学長、理事及び副学長等の管理運営に関わる役員等の選考、責務及び権限は、規則等において明確に示している（別添資料14-2-①-5「国立大学法人上越教育大学基本規則、上越教育大学学則及び役職員選考規則」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

管理運営に関する方針は、中期目標に明確に定めており、この方針に基づき学内の諸規程等を整備するとともに、管理運営に関わる役員や委員の選考、採用に関する方針や規程、及び各構成員の責務と権限についても定めており、明確に示していると判断する。

観点14-2-②：適切な意思決定を行うため使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセス出来るようなシステムが構築され、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

大学の目的及び計画は、大学の概要、中期目標・中期計画及び年度計画等として、ホームページに掲載している。

活動状況に関するデータは、年度計画に関する活動状況を各事業年度における業務の実績に関する報告書として、また、各組織及び各教員の活動状況、自己点検・評価、各種データを年次報告書として、各年度毎にホームページに掲載している（別添資料14-2-②-1「上越教育大学ホームページ（トップページ、サイトマップ、各種評価情報）」参照）。

さらに、学内専用の教職員情報共有システム（グループウェア）には、入学者選抜状況、在学状況、就職状況及びその他の教育研究活動状況をまとめた基礎資料並びに役員会、経営協議会及び教育研究評議会など本学の重要事項を審議する会議の資料や学内委員会等の議事要旨を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし利用できる（別添資料14-2-②-2「教職員情報共有システムのトップページ及び主な掲載項目」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

学長、理事及び副学長等の管理運営に関わる役員等の選考方法が、規則等として制定され明確に示されている。

また、活動状況に関するデータは、本学の公式ホームページにより学内外へ公表しているとともに、学内専用の教職員情報共有システムに、教育研究活動状況をまとめた基礎資料並びに役員会等の会議資料及び学内委員会等の議事要旨を掲載し、教職員が必要に応じてアクセスできるようにしている。

(今後の検討課題)

大学教員の人事方針、平成22年度から平成27年度までの予算、収支計画及び資金計画を踏まえ、具体的の方策を推進する必要がある。

また、活動状況に関するデータ等について、より一層の検索のし易さや速やかな更新を図る必要がある。

3 基準14-3：大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点14-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価(現状・問題点の把握、改善点の把握等)を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

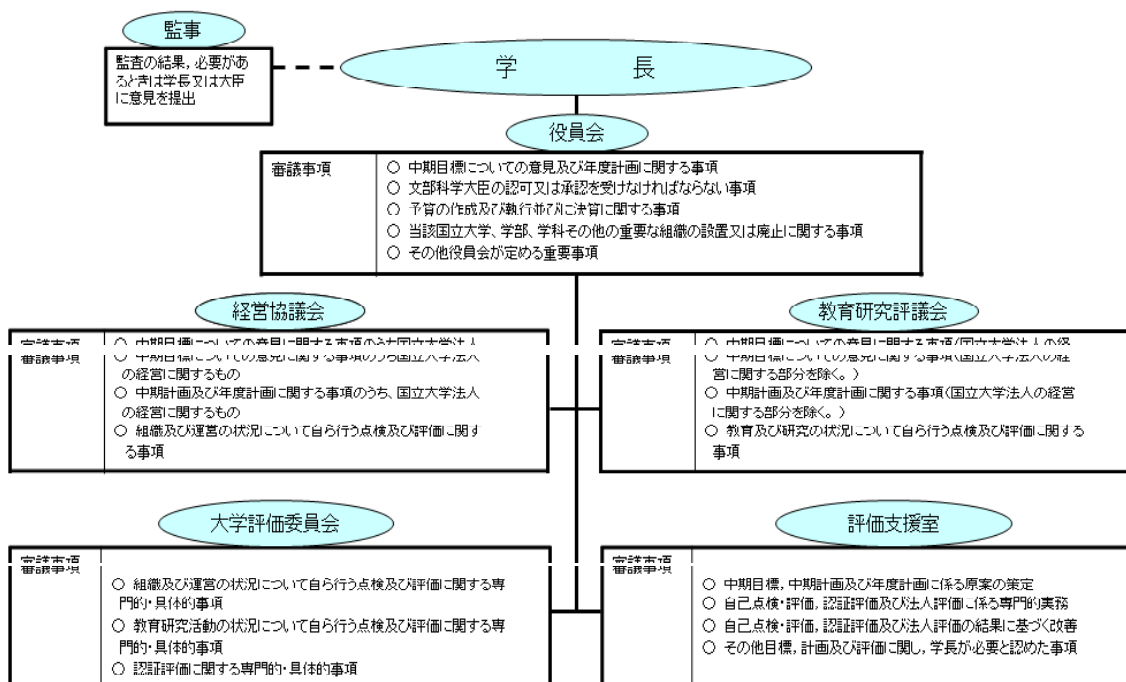
(観点・指標に係る状況)

本学の自己点検・評価は、実施体制として、本法人の組織・運営の状況及び教育研究活動等の状況の自己点検・評価等を行うための「大学評価委員会」と、本法人の評価等に関する専門的実務や評価結果の改善に関する業務を行う「評価支援室」を整備し(資料14-A参照)、本学学則(資料14-B参照)及び自己点検・評価規則(別添資料14-3-①-1「自己点検・評価規則」参照)に基づき、毎年度「組織の運営状況等」と「各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況」の評価項目について実施している(別添資料14-3-①-2「平成21年度上越教育大学自己点検・評価実施要項(抜粋)」参照)。また、大学全体の目的や教育研究組織、学生の受入など自己点検・評価規則に定めた11の基本項目について、14の本学評価基準(別添資料14-3-①-3「評価基準」参照)及び観点・指標(別添資料14-3-①-4「評価基準に係る観点・指標」参照)に基づき、根拠となる資料やデータ等を明記した自己点検・評価を実施している。

さらに、平成20年4月に設置した専門職学位課程(教職大学院)については、専門職学位課程に関する評価基準(別添資料14-3-①-5「専門職学位課程評価基準」参照)及び観点・指標(別添資料14-3-①-6「専門職学位課程評価基準に係る観点・指標」参照)を策定し、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について自己点検・評価を実施することとしている。

資料14-A

国立大学法人上越教育大学の評価関係組織図



資料14-B

上越教育大学学則（抄）

第2節 自己点検・評価、情報の積極的な提供及び教育内容の改善のための組織的な研修等
（自己点検・評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については、別に定める。

（分析結果とその根拠理由）

本学の自己点検・評価は、実施体制として「大学評価委員会」及び「評価支援室」を整備し、毎年度「組織の運営状況等」と「各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況」の評価項目について実施している。また、大学全体の目的や教育研究組織、学生の受入など自己点検・評価規則に定めた11の基本項目について、本学評価基準及び観点・指標に基づいた自己点検・評価を実施している。

さらに、平成20年4月に設置した専門職学位課程（教職大学院）については、専門職学位課程に関する評価基準及び観点・指標を策定し、自己点検・評価を実施することとしている。

これらの自己点検・評価は、根拠となる資料やデータ等に基づき実施しており、整備した自己点検・評価組織が機能しているといえる。

観点14-3-②：自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学学則第3条では積極的な情報提供（資料14-C参照）を定めるとともに、自己点検・評価規則第10条第3項では「学長は、自己点検・評価、認証評価及び法人評価の結果を公表するものとする。」（別添資料14-3-①-1「自己点検・評価規則」参照）ことを定めている。

これに基づき、自己点検・評価の結果については、本学ホームページにおいて、独立行政法人大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価の結果（自己点検・評価書、評価報告書）、国立大学法人評価委員会の各事業年度及び中期目標期間における業務実績に関する評価の結果（各事業年度に係る業務の実績に関する報告書、評価結果）並びに各年度における自己点検・評価をまとめた年次報告書を公表（資料14-D参照）している。

また、独立行政法人大学評価・学位授与機構が構築している「大学評価情報ポータル（全国の大学等の評価に関する情報などを掲載したサイト）」に情報を提供している（別添資料14-3-②-1「大学評価情報ポータル」参照）。

資料14-C

上越教育大学学則（抄）

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

資料14-D

上越教育大学
Joetsu University of Education

ホーム サイトマップ お問い合わせ
社会人・一般の方へ 入学を希望される方へ 卒業生・修了生の方へ 在学生の方へ 職員の方へ

大学案内 学校教育学部 大学院 教育研究組織/附属施設 キャンパスライフ アクセスガイド

ホーム 公開情報 各種評価情報

各種評価情報

- 各事業年度における業務の実績に関する報告書及び評価結果
- 中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果
- 大学機関別認証評価
- 大学評価・学位授与機構による試行的大学評価

年次報告書

- 第24集(平成20年度版)
- 第23集(平成19年度版)
- 第22集(平成18年度版)
- 第21集(平成17年度版)
- 第20集(平成16年度版)

公開情報

- 行事予定
- 学会・研究会・シンポジウム情報
- 広報刊行物の公開
- 教員著書紹介
- 上越教育大学リポジトリ
- 法人文書の情報公開
- 個人情報保護
- 情報提供(独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等)
- 役員会等議事要旨
- 各種評価情報
- 調達情報
- 研究助成情報
- このサイトについて
- プライバシーポリシー
- 国立大学法人上越教育大学情報キュリティーポリシー(抄)

(URL : <http://www.juen.ac.jp/contents/info/assessment/index.html>)

(分析結果とその根拠理由)

本学学則第3条及び自己点検・評価規則第10条第3項において、積極的な情報提供や評価結果を速やかに公表するよう定めており、自己点検・評価の結果等について、本学ホームページや独立行政法人大学評価・学位授与機構の「大学評価情報ポータル」において、大学内及び社会に対して広く公開しているといえる。

観点14-3-③：自己評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

(観点・指標に係る状況)

自己点検・評価書及び国立大学法人評価委員会へ提出する各事業年度における業務実績に関する報告書（以下「自己評価書等」という。）は、国立大学法人法、本学学則及び自己点検・評価規則に基づき、学外委員が6人含まれる本学経営協議会（資料14-E参照）においても検証・審議している。なお、各事業年度における業務実績に関する報告書については、国立大学法人評価委員会が最終的な評価結果を決定している。決定された自己評価書等は、学長から学外者で構成される監事へ報告している。

また、自己評価書等については、学外者の意見を聴取できるような掲載方法により、本学ホームページにおいて公表している。

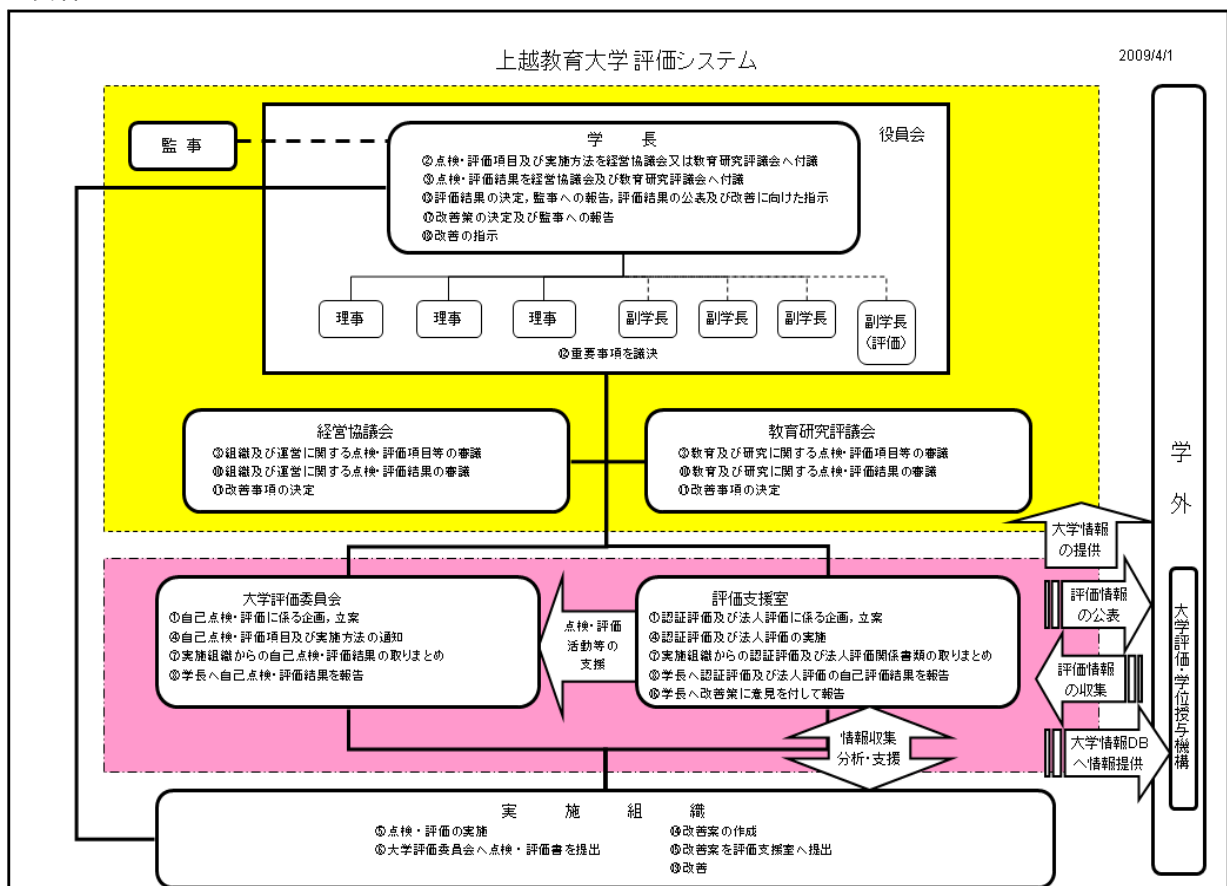
資料14-E

経営協議会委員名簿（平成22年4月1日現在）		
学内委員		
若井 彌 一		学長
戸北 凱 惟		理事
渡部 良 和		理事（事務局長）
下西 善三郎		副学長
川崎 直 哉		副学長
立屋敷 かおる		教授
学外委員		
村山 秀 幸		上越市長
小和田 亮		トヨフジ海運株式会社特別顧問
佐々木 正 峰		独立行政法人国立科学博物館顧問
中野 敏 明		上越市教育委員会教育長
蓮見 音 彦		元東京学芸大学長
渡邊 隆		新潟県立看護大学長

（分析結果とその根拠理由）

自己点検・評価規則（別添資料14-3-①-1「自己点検・評価規則」参照）では、法人評価及び認証評価等の外部評価にも対応し、学外委員が6人含まれる経営協議会、教育研究評議会、役員会などの国立大学法人組織に適合した評価体制を定めており（資料14-A、資料14-F参照）、自己評価の結果を外部者（本学の教職員以外の者）によって検証する体制を整備し、実施しているといえる。

資料14-F



観点14-3-④：評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

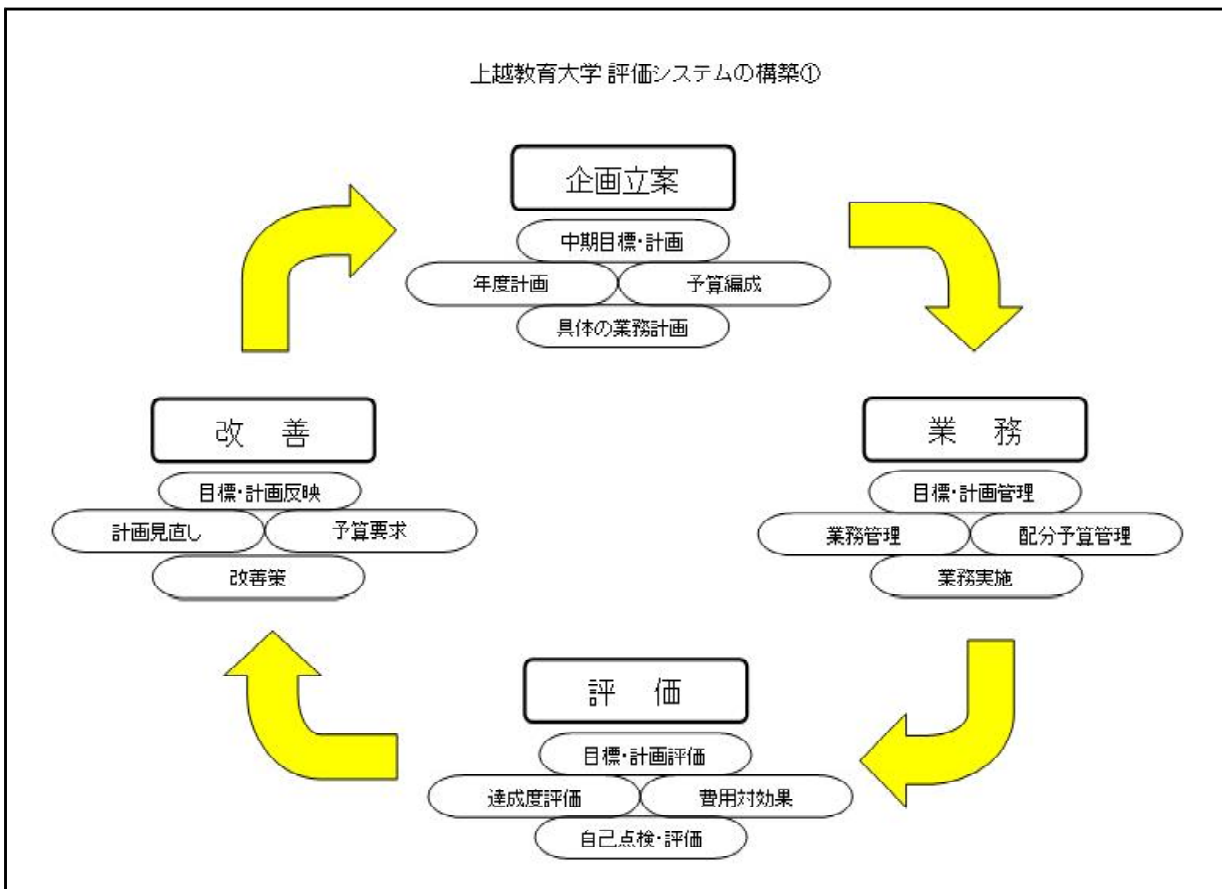
本学自己点検・評価規則に基づき実施した自己点検・評価については、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て決定している。また、認証評価や国立大学法人評価委員会による事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果については、直ちに本学が作成した報告書とともにホームページに掲載して学内外へ公表する一方、教育研究評議会、経営協議会及び役員会において、当該評価での課題等について確認している。これらの評価結果で課題とされた事項については、本学自己点検・評価規則第11条（別添資料14-3-①-1「自己点検・評価規則」参照）に基づき改善を図る体制を整備している（資料14-G参照）。

これにより改善を図った事例として、平成19年度に受審した大学機関別認証評価において、法人組織と大学組織の関係の明確化について指摘された点について、これまでの学則を、国立大学法人上越教育大学基本規則【法人としての基本規則】と上越教育大学学則【大学としての基本規則】に区分し施行するとともに、委員会の整理を図ったものなどがあり、速やかな改善を図っている（別添資料14-3-④-1「大学機関別認証評価の指摘事項及びその対応状況等」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価や認証評価及び法人評価の結果のフォローアップサイクルを定めた自己点検・評価規則により評価結果をフィードバックし改善に結び付ける体制が整備されているとともに、この体制により改善も図られており機能しているといえる。

資料14-G



(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

自己点検・評価については、自己点検・評価規則等に基づき自己点検・評価を実施するとともに、認証評価及び法人評価も含めた評価結果のフォローアップサイクルを定め、同規則に基づいた活動で各組織へ改善提案を行い、各組織が具体的な改善に取り組んでいる。

(今後の検討課題)

本学評価基準に関する自己点検・評価については、平成17・18年度の2年間で14の基準すべてについて実施し、平成21～23年度の3年間で2回目の自己点検・評価を実施しているところであり、平成24年度には、評価負担の軽減も含めて評価基準及び観点・指標の検証を行い、必要に応じて見直しを図る必要がある。

Ⅲ 基準14の自己評価の概要

本法人の管理運営に当たっては、国立大学法人法に基づく学長、理事3人及び監事2人のほかに、副学長4人を置き、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営が図られるよう整備されている。また、役員会については、監事及び副学長が役員会に出席し意見を述べることができることとし、教育研究評議会については、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で組織されている。さらに、適切な規模の事務組織及び広報室並びにエンジン部門と称する企画立案等を主たる任務とする総合企画室等6室1本部を置いている。

大学の目的を達成するために効果的な意思決定を行うため、理事又は副学長が重要な学内委員会等に委員長として就任することで、学長からの提案の趣旨を十分説明できる体制とし、会議での意見や要望の反映など迅速な対応を可能としている。

学生、教員、事務系職員等、その他学外関係者のニーズについては、効果的な複数の方法で把握に努めている。また、学内委員会は、教職員一体の組織体制で運営されており、大学の管理運営に教職員の意見等が活かされるようになっている。

監事は、業務に関しては中間監査の実施により、また、会計に関しては月次監査の実施により、事業年度終了後の年次監査を効率的かつ効果的に実施している。

学長、理事及び副学長等の管理運営に関わる役員等の選考方法は、規則等として制定され明確に示されている。

活動状況に関するデータは、本学の公式ホームページにより学内外へ公表しているとともに、学内専用の教職員情報共有システムに、教育研究活動状況をまとめた基礎資料並びに役員会等の会議資料及び学内委員会等の議事要旨を掲載し、教職員が必要に応じてアクセスできるようにしている。

自己点検・評価については、自己点検・評価規則等を定め、これに基づき自己点検・評価を実施するとともに、認証評価及び法人評価も含めた評価結果のフォローアップサイクルを定め、同規則に基づいた活動で各組織へ改善提案を行い、各組織が具体的な改善に取り組んでいる。